

保 育 課

議案第9号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例について

延長保育料の上限額を定めるため、港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正します。

1 改正理由

延長保育料については、これまで、月ぎめ延長保育料の廃止や、スポット延長保育料について、階層に応じた保育料を設定するなど、利用に応じた負担となるよう改正を行ってきました。就労形態が多様化する中、通勤時間や勤務時間の関係により延長保育を利用することが常態となっている家庭もあることから、保護者が安心してお子さんを預ける環境を整備し、保育の質を向上するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、延長保育料に上限額を定めま

2 改正内容

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、テレワークなど働き方が多様化する中、延長保育を月10回以上利用している場合は、保護者の勤務時間や通勤時間の関係で、恒常的に延長保育が必要な家庭であると見込まれることから、10回分を上限とし、11回目以降の延長保育料を無料とします。

| 階層区分 | A・B | C1～D6 | D7～ |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|
| ～19:15 | 0円 | 200円 (上限額2,000円) | 400円 (上限額4,000円) |
| 19:15～ | 200円 (上限額2,000円) | 400円 (上限額4,000円) | 600円 (上限額6,000円) |
| 最大負担額 | 2,000円 | 6,000円 | 10,000円 |

3 施行期日

公布の日（令和3年4月1日から適用）